

令和3年度 空港請負工事積算基準 の改定について

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 保全係長 ふじき むつお
藤木 睦雄

1. はじめに

「空港請負工事積算基準」は、国土交通省が発注する空港土木工事（空港用地造成工事，空港舗装工事，空港維持工事），空港土木設計業務等の予定価格を適正に算出するため，国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課が制定しています。

空港土木工事は，航空機が安全に離着陸するための制限表面や制限区域，航空機とのクリアランス確保などの空港特有の厳しい制約を受ける中，工事の多くは航空機の離着陸が行われない空港運用時間外（夜間作業）で行われます。特に，空港の基本施設である滑走路，誘導路及びエプロン（駐機場）の工事では，翌朝の空港運用に影響を与えないように，舗装面の摺付け，標識の再設置，掘削箇所の埋戻し，防塵処理等の復旧作業が必要となります。

令和2年は，コロナ禍の影響により航空需要が大幅に落ち込みましたが，近年では訪日外国人観光客の増加に伴い空港の運用時間が延長され，工事の作業時間が短縮されるケースもあり，さらに厳しい条件下で施工することが求められる場合があります。

空港請負工事積算基準は，このような空港の特

性を踏まえ，施工合理化調査（歩掛実態調査），諸経費動向調査等の実態調査を継続的に調査・解析した上で，工事・点検・設計等の実施に必要な標準歩掛，諸経費（共通仮設率・現場管理費率）を定めており，社会情勢の変化や，技術革新等による施工環境の変化にも対応できるよう取り組んでいます。

2. 空港請負工事積算基準の改定概要

(1) ICT 施工における積算基準

国土交通省では平成28年度から建設現場の生産性革命「i-Construction」に取り組んでおり，ICT施工の積算基準が整備されてきました。空港土木工事においてもICT施工の普及促進を図るため，今年度から空港土木工事で実施頻度の高い土工，法面整形工，路盤工のICT施工歩掛の施工パッケージを積算基準に取り入れました。ICT施工に係る経費については，「土木工事積算基準」の実施内容を標準として計上することとしています。

(2) 週休2日の補正

週休2日を確保して工事を実施する場合には，工期を長く必要とし，現場事務所の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費，現場技術者

の給与等を含む現場管理費等が、積算基準による計上額よりも高くなる可能性があります。

空港請負工事積算基準では、平成30年度より週休2日（4週8休）達成時の共通仮設費及び現場管理費の補正の試行を開始し、翌31年度からは4週6休・4週7休・4週8休の達成状況毎に補正係数を設定、令和2年度には労務費及び機械経費を補正の対象とし週休2日の補正の拡充を図っています。令和3年度においても週休2日の補正の試行を継続して実施します（表-1）。

表-1 週休2日補正

	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.02	1.03
現場管理費率	1.01	1.03	1.04

(3) 労務単価の夜間工事の割増方法の改定

夜間工事等の割増方法を「土木工事標準積算基準」に合わせ、積算における夜間割増時間帯及び夜間割増係数を改定することとしました。これにより、夜間工事の多い空港土木工事においても、より適切な経費の計上が可能となります（表-2）。

表-2 夜間割増方法の変更

	改定前	改定後
夜間割増時間帯	22:00～翌5:00	20:00～翌6:00
夜間割増係数	1.25	1.5

(4) 空港基本施設の切削オーバーレイ工歩掛の追加

空港基本施設の切削オーバーレイ工の積算は、従前、切削工と基本施設舗装工の歩掛による合算積算により行っていました。しかし、空港基本施

設の舗装工事は、空港の運用時間終了後に作業を開始し、翌朝には空港が運用できるように工事区域を開放しなければならない工事が多く、積算基準と施工実態に乖離が認められました。そのため、平成28年度に切削、路面清掃、瀝青材料散布、アスファルト合材敷均し・締固めまでの一連の作業を考慮した切削オーバーレイ工の歩掛を策定しています。

今年度から既存の2層切削オーバーレイ工（平均切削深さ12cm以上16cm以下）の歩掛に、新たに1層切削オーバーレイ工（平均切削深さ8cm以下）の歩掛を追加しました。今後も施工合理化調査を実施して、現場条件を反映した歩掛を策定していきたいと考えています。

(5) 施工合理化調査に基づく改定

施工合理化調査によって得られたデータを分析し、積算基準と施工実態に乖離が認められた工種の空港基本施設の舗装面清掃工及びゴム除去工について、積算基準を改定しました。なお、ゴム除去工については、実施時期や空港の所在地によって調達可能機材が限定され、積算基準としての標準化が困難であることを確認したため、実績精算を標準とする方法に変更しました。

3. おわりに

今回、改正品確法の理念に基づき、発注者の責務として適切な予定価格を設定する観点から、空港請負工事積算基準の改定を実施しています。これにより、受注者が適切な利潤を確保できるようになり、建設業従事者が適切な賃金・休暇を確保できる建設環境の改善につながるなど、建設業の働き方改革の一助となることを期待しています。